

# 水産制度資金のご案内



平成27年 4 月

沖縄県農林水産部水産課

# 資金活用一覽表

(平成27年4月20日現在)

資金使途 資金名		20 ト未満漁船	20 ト以上漁船	漁具・ 機械等	養殖 施設	種 苗購入	共 同利 用施 設	加 工施 設	漁 場 整 備	漁 家 住 宅	負 債 整 理	災 害 被 害 等	プ ラ ン ド 振 興	起 業 化 支 援	貸付条件		
															貸付 金利 (%)	貸付 期間 (年)	貸付 限度額 (万円)
公 庫 資 金 ※	沖縄農林漁業経営改善資金 ※	○		○	○		○								0.7	25	個人3,000
	漁業経営改善支援資金 ※	○	○	○	○		○	○			○				0.35	15	事業費の 80%
	漁業基盤整備資金						○		○						0.35~ 0.45	20	
	漁船資金		○												0.4	15	
	農林漁業施設資金			○	○		○	○							0.7	20	
	新規用途事業等資金							○							0.95~ 1.05	15	
	水産加工施設資金							○							0.35~ 0.55	15	
	農林漁業セーフティネット資金												○		0.35	10	600
	漁業経営安定資金											○			0.7	20	個人750
	過疎地域経営改善資金	○		○	○		○								0.7~ 0.85	25	事業費の80%
	おきなわブランド振興資金												○		0.35~ 0.55	15	
	沖縄農林畜水産物等起業化支援資金													○	0.35	8	4,800
漁 業 近 代 化 資 金 ※	1号資金(漁船)	○	○												0.7	20	個人9,000
	2号資金(施設等)				○			○							0.7	15	水産養殖業者 18,000
	3号資金(機具等)			○											0.7	10	
	4号資金(漁具等)			○											0.7	5	
	5号資金(種苗購入)					○									0.7	5	
	6号資金(漁村環境整備)						○								0.7	20	漁協
	7号資金(特認資金)						○		○	○					0.7	15	120,000
沿 特 岸 別 漁 業 金 ※	漁船建造、改造、取得資金	○													0.8	5~ 15	個人1,500 組合3,000
	機械、機具、漁具			○													
	養殖、加工施設				○		○										
	漁家生活改善資金								○								
沿 改 善 漁 業 金 ※	機械、機具、漁具の購入			○										無 利 息	7	50~1,200	
	養殖施設、加工施設				○	○	○								4~10	400~2,000	
	生活改善(家屋の改造等)									○					2~5	150	
	漁業経営開始資金	○		○	○	○									10	2,000	

※印のある資金の詳細については、それぞれの資金の説明ページをご覧ください。

# 沖縄振興開発金融公庫資金

沖縄振興開発金融公庫が沖縄農林漁業の生活基盤の整備拡充、生産力の増強、流通の近代化等を促進するため、自立経営を図る農林漁業者に対して融資を行うものです。

(平成27年4月20日現在)

単位：万円

資 金 名	利率 (%)	償還期限 (年)	据置期間	貸付限度額 (A又はBのいずれか低い額以内)		摘 要	
				融資額 (A)	融資率 (B) (%)		
沖縄農林漁業経営改善資金	0.7	25	10	個人 3,000~6,000 法人 6,000~12,000	80	漁船 (20 t 未満)、漁具、漁業関係施設等	
漁業経営改善支援資金	漁船等	0.35	15	3	80	沖縄県が認定した認定漁業者が行う、漁船の改造・建造又は取得、共同利用施設の改良 (漁船取得の場合は10年間無利子)	
	共同利用施設	0.35					
	整備	0.7	5	—	80	減船補償	
漁業整備基金	漁港整備	一般補助	20	3	80	漁港漁場整備法に基づく指定区域内にある施設の改良、造成、復旧等	
		非補助					0.7
	漁場整備	災害	0.35~0.70				
		一般補助	0.35~0.45				
			非補助	0.7			
		災害	0.35~0.70				
漁船資金	一般	0.4	15	3	80	20t以上の漁船の改造・建造、取得 (沖縄県が認定した認定漁業者は10年間無利子)	
	災害	0.35					
農林漁業基金	共同利用施設	一般	20	3	80	漁協等が行う共同利用施設 (水産施設) の改良、造成、復旧又は取得	
		災害					0.35
		バイオマス					0.7
		農商工					0.7
	主務大臣指定施設	一般	0.7	15	3	80	漁具、漁業用施設の改良、造成、取得及び復旧
		災害	0.35				
新規用途事業等資金		0.95~1.05	15	3	80	鯉、いかの新規用途開発に係る施設の改良、造成及び取得等	
水産加工施設資金		0.35~0.55	15	4	80	水産物加工に必要な施設の改良、造成等	
農林漁業セーフティーネット資金		0.35	10	3	—	燃料高騰等の社会環境の変化又は災害により被害を受けた漁業経営の再建等に要する資金	
漁業経営安定資金	再建整備	0.7	20	3	個人 750 法人 1,500	—	再建整備に要する資金
過疎地域経営改善資金	非補助		25	8	80	漁船 (20 t 未満)、漁具、養殖施設等漁業関係施設の改良、造成又は取得	
	補助	一般					0.85
		共同	1.85				
おきなわブランド振興資金		0.35~0.55	15	3	設備資金 7,200 運転資金 4,800	100	指定漁業施設の改良、造成又は取得
沖縄農林畜水産物等起業化支援資金		0.35	8	5	4,800	—	製品の開発、品種改良を行うために必要な資金

# 沖縄農林漁業経営改善資金

## 1. 目的

沖縄農林漁業の振興を図るため、沖縄振興開発金融公庫から沖縄農林漁業者の経営の改善を図るために必要な資金を長期かつ低利な条件で総合的、計画的に貸付を行う。

## 2. 貸付を受けることができるもの

次の要件を備えた漁業を営む個人又は法人で、その者の漁業の経営改善に関する計画が適当である旨の沖縄県知事の認定がされているもの。

ア 農林漁業経営の改善の意欲が旺盛であること。

イ 本資金制度によらなければ農林漁業経営改善の目的を達成することが困難であること。

## 3. 貸付金の使途

(1) 漁船（20トン未満）の改造、建造又は取得

(2) 施設の改良、造成又は取得

① 漁具、養殖施設等漁業関係施設

② 漁業生産環境施設及び都市漁村交流促進施設

## 4. 貸付金の限度額

次の(1)又は(2)のいずれか低い額

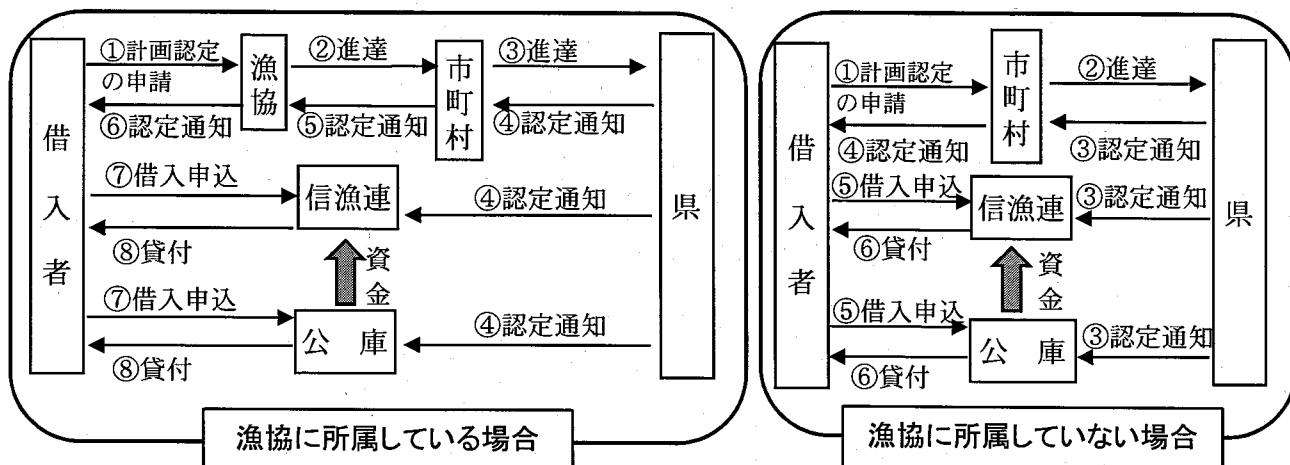
(1)	〈個人〉	〈法人〉
	3,000万円	6,000万円
(10トン以上の漁船	6,000万円	1億2,000万円 )

(2) 所要資金の80%

## 5. お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫 農林漁業融資班 TEL: 098-941-1840

## 6. 制度のしくみ



# 漁業経営改善支援資金

## 1. 目的

### ア 経営改善

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、漁業者が「漁業経営の改善に関する計画」に従って行う次の事業について貸付を行う。

- (1) 漁船の改造、建造又は取得
- (2) 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に必要な次に掲げるもの
  - ① 漁船漁業用施設、養殖施設等の貸借権を取得する場合における借貸の全額の一時的払い
  - ② 魚種、漁場又は操業の時期若しくは方法の転換に伴い必要となる漁船漁業施設等の取得
  - ③ 水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発
  - ④ 漁業経営の改善に必要な薬品費その他の費用の支出
- (3) 共同利用施設の改良、造成又は取得
- (4) 漁具の取得
- (5) (1)及び(4)に掲げるもののほか、水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の漁業経営の改善に必要な施設の改良、造成又は取得

### イ 整備

- (1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく整備計画に従って行う漁船の隻数の縮減に伴う補償金
- (2) 水産資源の回復を目的として、漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他漁業の整備を行うのに必要な資金

## 2. 貸付を受けることができるもの

### ア 経営改善

漁業経営の改善に関する計画の認定を受けた次の者

- (1) 漁業を営む者
- (2) 漁協（共同利用施設に係る貸付を受ける場合又は上記の者に転貸する場合に限る。）
- (3) 漁協連等（共同利用施設に係る貸付を承ける場合に限る。）

### イ 整備

- (1) 漁業を営む者
- (2) 一般社団法人等（資源回復に係る貸付を受ける場合に限る。）
- (3) 漁協等

## 3. 貸付金の限度額

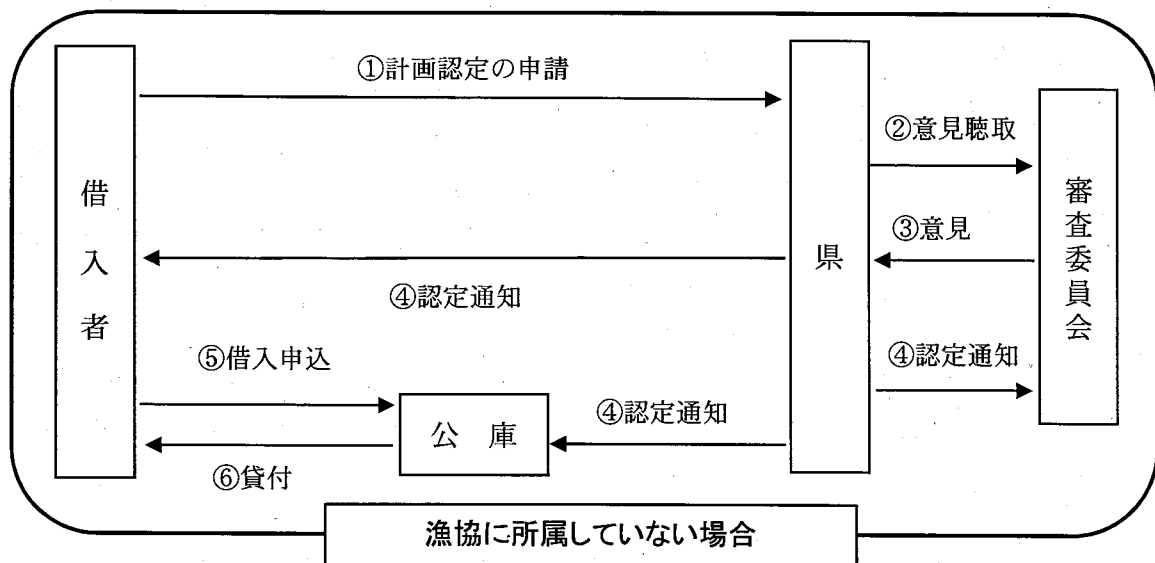
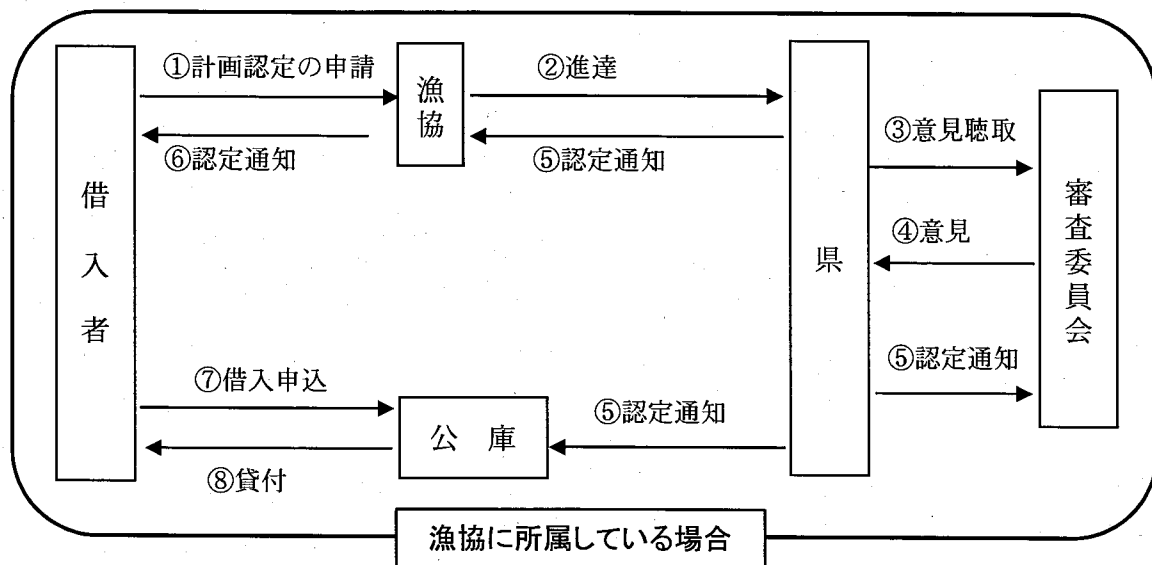
次の(1)又は(2)のいずれか低い額

- |     |                 |         |                   |
|-----|-----------------|---------|-------------------|
| (1) |                 | 〈個人〉    | 〈法人〉              |
|     | 10トン未満の漁船       | 3,000万円 | 6,000万円～1億4,000万円 |
|     | 10トン以上20トン未満の漁船 | 6,000万円 | 1億2,000万円         |
| (2) | 所要資金の80%        |         |                   |

5. お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫 農林漁業融資班 TEL: 098-941-1840

6. 制度のしくみ



# 漁業近代化資金

## 1. 目的

漁業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、県が利子補給の助成をし、漁業者等の資本整備の高度化を図り、漁業経営の近代化に資することを目的とする。

## 2. 借受資格者

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 水産加工業を営む個人・法人
- (4) 漁業協同組合・漁業協同組合連合会
- (5) 水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会
- (6) 漁業者等又は地方公共団体が主たる構成員となっている水産業振興公益法人等

## 3. 貸付条件等

- (1) 借入額は事業費の80%以内であること。
- (2) (公財) 沖縄県漁業振興基金から5年間に限り、貸付金利の20%程度の利子助成あり。
- (3) 本資金の貸付にあたっては資金融通を円滑にするために漁業信用基金協会の債務保証を付すこと。
- (4) 船令・償還期限について、条件緩和を行っている。(H21.12.25農水第1525号)

## 4. 申請先

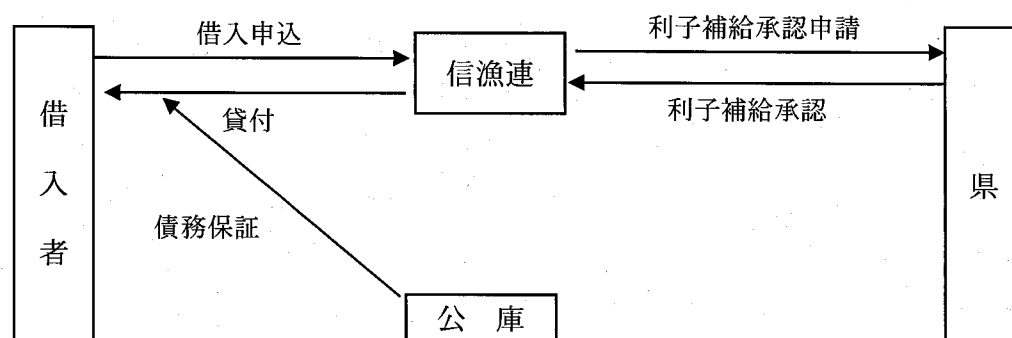
沖縄県信用漁業協同組合連合会

## 5. お問い合わせ先

沖縄県信用漁業協同組合連合会 TEL: 098-860-2611

沖縄県農林水産部水産課 TEL: 098-866-2300

## 6. 制度のしくみ



(平成27年4月20日現在)

資金の種類		利率 (%)		償還期間		据置期間	貸付限度額	摘要
		漁業者	漁協等	漁業者	漁協等			
1号資金 (漁船)	20t未満 漁船	0.7		20		3 木船2 機器3	【漁業者】 ○20t以上漁船資金借受者-3億6千万円	漁船の建造、改造、取得、機関換装、機器設置等
	20t以上 130t未満 漁船	0.7		木船9 機器10				
2号資金 (漁船漁具保管修理施設等)		0.7		15	20	3	○水産養殖業者(法人)-1億8千万円 ○二以上の複合経営-1億5千万円	漁船漁具保管修理施設、養殖池、水産物保蔵施設、水産物加工施設、水産物販売施設、製氷冷凍施設、漁業用通信施設等
3号資金 (漁場改良造成用機 具等)		0.7		7	10	2	○上記以外の生産組合・漁業法人・水産加工業者・個人のうち20t未満漁船資金借受者、漁船漁業用施設資金借受者、水産養殖業者(個人)	漁場改良造成用機具、水産種苗生産用機具、水産物等運搬用機具、生産・経営管理情報処理用機具等
4号資金 (漁具等)		0.7		5 大型定置網 10		2	-9千万円 ○上記以外の個人-1千8百万円 ○農林水産大臣が承認した場合はその承認額	漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、小割り式養殖施設等
5号資金 (水産動植物の種苗 購入又は育成)		0.7		5		2	○初度的経営資金-1千5百万円 ○漁村給排水施設資金-1千2百万円	育成期間が1年以上 ①養殖用種苗の購入・育成資金 ②放流用種苗の購入・育成資金
6号資金 (漁村環境整備施設)		-	0.7	-	20	3	○特定の漁家住宅資金-1千8百万円 ○漁家民宿施設資金-4千万円	漁業者研修施設、集会施設、診療施設、水道施設、漁村センター、廃棄物処理施設等
7号資金 (農林水産大臣特 認)		0.7		12 漁家 15 初度 経営 5	15 -	2(3) 3 2	【漁協等】 ○12億円 ○農林水産大臣が承認した場合はその承認額	1～6号以外で農林水産大臣が指定する資金 漁場改良造成施設、漁協等が共同利用に供する船舶、海浜等環境活用施設等



---

# 沖縄沿岸漁業振興特別資金

---

## 1. 目的

沖縄県における沿岸漁業等を営む者の経営及び生活の改善を目的として、能率的な生産経営技術の導入及び合理的な生活方式の導入等を推進するため、沖縄県沿岸漁業者等に対する技術導入資金、漁家生活改善資金、その他沿岸漁業等の振興に必要な資金の貸付けを行う信漁連に対し、国が助成を行い、沖縄県における沿岸漁業等を営む者の経営の安定と、漁業生産力の増強に資することを目的とする。

## 2. 貸付対象者

この資金の貸付時に沖縄県に住所又は主たる事業所を有して、次に掲げる事業を営む個人及びその者が構成員の過半数を占めている団体とする。

- (1) 無動力漁船若しくは総トン数10トン未満の動力漁船を使用し、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（(1)に該当するものを除く）
- (3) 水産動植物の養殖の事業
- (4) 常時使用する従業員の数が100人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が300トン以下である漁業者が営む漁業で、沖縄総合事務局長が特に必要と認めたもの。

## 3. 融資機関及びお問い合わせ先

沖縄県信用漁業協同組合連合会 TEL：098-860-2611

## 4. 貸付条件等

- (1) 借入額は事業費の80%以内であること。
- (2) 漁協に対する出資金を、原則として借入金額の30分の1以上有する者。

※ 平成21年度から下線部分にあった「昭和47年5月14日以前に沖縄に住所又は主たる事業所を有すること」の条件が削除された。

# 貸付条件

※利率：漁業近代化資金の利率から0.1%を減じた率

資金の種類		利率	償還期間	貸付限度額	
技術 導 入 資 金	1 小型漁船の改造・建造又は取得に要する資金 (総トン数10トン未満の動力漁船)	0.8% 以内	FRP15年以内 木造9年以内	次の(1)又は(2)のいずれか低い額  (1) 1貸付対象者ごとの貸付限度額 ア 個人及び水産業協同組合以外の団体 1,500万円 イ 水産業協同組合 3,000万円  (2) 融資対象事業費の8割	
	2 漁業機械化又は改良整備のために必要な資材等の購入又は改良工事に要する資金		7年以内		
	3 船内漁獲物の鮮度保持のための冷凍装置の導入又は改良のために要する資金		7年以内		
	4 船内の活魚取扱いのための設備の導入又は改良のために要する資金		7年以内		
	5 操業能率を向上するために導入する電子機器又は発電設備を設備するために要する資金		7年以内		
	6 増養殖施設の導入、必要な資材の導入又は増養殖用池造成に必要な資金		7年以内		1件当たり貸付限度額500万円以内
	7 利用加工に必要な機械又は施設の導入又は改良に要する資金		5年以内		1件当たり貸付限度額200万円以内
	8 漁具の購入又は改良に要する資金		5年以内		1号資金の貸付限度額を適用
	9 その他の沖縄総合事務局長の承認する施設の設置、その他の施設の改良又は資材の購入に要する資金		総合事務局長の承認した期間		沖縄総合事務局長の承認した施設の総設置費以内
漁家 生 活 改 善 資 金	1 生活の近代化、合理化のための家屋等の改善に要する資金	0.8% 以内	5年以内	1件当たり貸付限度額 100万円	
	2 共同の生活施設であって、多目的な用途に供されるものの設置に要する資金		5年以内	1件当たり貸付限度額 200万円	
	3 その他の沖縄総合事務局長の承認する施設の設置、その施設の改良又は資材の購入に要する資金		総合事務局長の承認した期間	沖縄総合事務局長の承認した施設の総設置費以内	
その他沖縄県における沿岸漁業等の振興に必要な資金			総合事務局長の承認した期間	沖縄総合事務局長の承認した施設の総設置費以内	

# 一 沿岸漁業改善資金制度の概要 一

## 1. 目的

沿岸漁業従事者等が自主的に合理的な漁業生産方式を導入することを促進し、又青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長することを目的とする。

## 2. 貸付対象

- (1) 沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業従事者
- (2) 沿岸漁業を営む漁協、漁業生産組合
- (3) 沿岸漁業を営む者を組合員とする漁協
- (4) 沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体(※1)
- (5) 沿岸漁業を営む会社(従事者20人以下)
- (6) 農商工連携の認定を受けた中小企業者(※2)
- (7) 六次産業化法の認定を受けた沿岸漁業者又は沿岸漁業者の組織する団体(※2)

※1 資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金に限る。

※2 操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。

※3 上記(1)～(5)の者であっても、以下の要件に当てはまる場合は原則貸し付けできません。

- ア. 過去改善資金を借りて延滞した者
- イ. 漁業所得の申告を怠り、所得の証明ができない者
- ウ. 漁協の推薦を得られない者(非組合員は除く)

《改善資金制度における沿岸漁業とは》

- ① 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業
- ② 水産動植物の養殖の事業、小型の漁船(無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船)を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業

## 3. 資金種類

- (1) 経営等改善資金 (2) 生活改善資金 (3) 青年漁業者等養成確保資金

※詳細は別紙一覧表参照

## 4. 貸付条件等

- (1) 貸付利息 無利息
- (2) 償還期間 対象機器ごとに定める期間以内(4年～12年、据置期間含む)
- (3) 延滞違約金 年12.25%
- (4) 貸付限度額 対象機器ごとに定める限度額以内
- (5) 連帯保証人 貸付1件につき100万円未満…1人、  
100万円以上200万円未満…2人、200万円以上…3人
- (6) 担保 貸付1件あたり又は貸付合計金額(既に貸付けた資金の償還残額を含む)が600万円を超える場合
- (7) 申請時期 年3回

	申請書提出(※)	貸付決定	資金交付
1回目	5月31日まで	7月中	8月中
2回目	9月30日まで	11月中	12月中
3回目	12月28日まで	2月中	3月中

※注意: 申請書提出期限は漁協から各地区担当普及機関に提出する期限です。申込みにあたっては所属漁協にご相談ください。

- (8) 事業の実施 資金交付後に事業を開始し、3ヶ月以内(漁業経営開始資金は6ヶ月以内)に事業を完了すること。  
また、事業終了後に事業実施報告書を提出すること。

- (9)貸付回数 原則として対象機器ごとに1回限り  
ただし、一定の条件を満たすと認められる場合は再度利用できます。
- (10)公正証書 本資金では、資金交付後、強制執行認諾文言付きの公正証書を作成することが義務づけられています。(費用は借受者負担)

## 5. 申請先

各所属漁協、水産海洋技術センター、  
宮古農林水産振興センター又は八重山農林水産振興センター農林水産整備課

## 6. 問い合わせ先

沖縄県農林水産部水産課 (TEL)098-866-2300

## 沿岸漁業改善資金種類一覧表

(経営等改善資金)

資金種類	対象機器等	貸付限度額 (合計金額) 万円	償還期間 (うち据置期間)
(1) 操船作業省力化 機器等設置資金	自動操だ装置 遠隔操縦装置 サイドスラスタ レーダー 自動航跡記録装置 GPS受信機	1台 100 " 50 " 400 " 180 " 120 " 130	(500)
(2) 漁ろう作業省力化 機器等設置資金	動力式つり機 ラインホーラー等の揚縄機 ネットホーラー等の揚網機 巻取りウインチ 放電式集魚灯 漁業用クレーン 漁獲物等処理装置 海水冷却装置 海水殺菌装置 漁業用ソナー カラー魚群探知機 潮流計	1件 500 1台 120 " 120 " 500 1セット 200 1台 400 " 500 " 180 " 300 " 500 " 150 " 500	(500)
(3) 補機関等駆動機器 等設置資金	補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む) 油圧装置	1台 400 " 500	(500)
(4) 燃料油消費節減 機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関 定速装置 発光ダイオード式集魚灯	1台 2,400 " 120 1セット 1,300	(2,500)
(5) 新養殖技術導入 資金	養殖施設の設置費用 種苗の購入費用又は生産費用 餌料の購入費用	1人 400 1社 400	4年以内 (2年以内) 促進法第13条 第1項又は六次 産業化法第11条 第1項の規定を 適用する場合に おいては5年以 内(3年以内)
(6) 資源管理型漁業 推進資金	(ア) 資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、 漁法転換用漁具、漁ろう機器等 (イ) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うの に必要な漁具、漁ろう機器等 (ウ) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な 活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設 等又は加工のための施設	(1,200)	10年以内 (3年以内)  促進法第13条 第1項又は六次 産業化法第11条 第1項の規定を 適用する場合に おいては12年以 内(5年以内)
(7) 環境対応型 養殖業推進資金	(ア) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌 の内容・量・方法の改善を行うのに必要な 造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等 (イ) 養殖魚の安全性の確保を目的として魚網防 汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な 金網いけす・自動網いけす洗浄機、附着物 駆除用生物培養器等 (ウ) ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機 、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査 機器、畜養施設、医薬品、飼料等	(2,000)	10年以内 (3年以内)  促進法第13条 第1項又は六次 産業化法第11条 第1項の規定を 適用する場合に おいては12年以 内(5年以内)

資金種類	対象機器等	貸付限度額 (合計金額) 万円	償還期間 (うち据置期間)
(8) 乗組員安全機器等 設置資金	転落防止用手すり 安全カバー装置 揚網機安全装置	1 件 50 } " 50 } (150) " 40 }	5年以内 (1年以内)
(9) 救命消防設備 購入資金	救命胴衣 消火器 イーパブ レーダートランスポンダ 小型漁船緊急支援連絡装置	" 10 } " 10 } (130) " 60 } " 65 } " 130 }	} 2年以内 } 5年以内
(10) 漁船転覆防止 機器等設置資金	魚獲物の横移動防止装置 甲板下の魚そう	1 台 30 } " 100 }	5年以内 (1年以内)
(11) 漁船衝突防止機器 等購入等資金	レーダー反射器 無線電話	1 件 40 } " 40 }	5年以内
(12) 漁具損壊防止 機器等購入資金	漁具の標識 (灯火付きブイ、レーダー反 射器付きブイ)	個人 70 団体、会社 130	
(13) 10ワット無線 電話購入等資金	10ワット無線電話	1 件 45	5年以内 (1年以内)

(生活改善資金)

資金種類	対象機器等	貸付限度額 (合計金額) 万円	償還期間 (うち据置期間)
(1) 生活合理化 設備資金	し尿浄化装置又は改良便そう 自家用給排水施設 (動力ポンプを除く) 太陽熱利用温水装置	1 件 30 " 10 " 10	3年以内 } 2年以内
(2) 住居利用方式 改善資金	居室 (居間、寝室、子供室、老人室等) 炊事施設 (炊事場、食事室等) 衛生施設 (浴室、便所、洗面所等) 家事室等 (家事室、更衣室、土間等) の 家屋内部の改造	1 件 150	7年以内
(3) 婦人・高齢者 活動資金	漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用 機器、種苗、餌料、加工用原料、資材 等	1 団体 80	3年以内

(青年漁業者等養成確保資金)

資金種類	対象機器等	貸付限度額 (合計金額) 万円	償還期間 (うち据置期間)
(1) 研修教育資金	国内研修 (旅費、教材費、授業料、視察費等) 国外研修 (旅費、教材費、授業料、視察費等)	1 人 180 " 100	5年以内 (1年以内)
(2) 高度経営技術 習得資金	パソコン及び関連機器、ソフトウェア 、ファクシミリ、制御装置等	1 人 150 1 団体 150	5年以内
(3) 漁業経営開始 資金	漁船、機器、施設、漁具、種苗、飼料等	1 人 2,000 1 団体 2,000	10年以内 (3年以内)

## 制度資金利用についての注意点

制度資金においては貸付審査、資金交付、事業完了報告等で所定の手続きが必要であり、それを怠った場合は一括返済を命じる場合があります。

申請にあたっては申請機関へ相談してください。

### 1 事前着工の禁止

貸付決定前、若しくは利子補給承認前に事業に着手することはできません。早期に事業計画を作成し、借入の申し込みをしてください。

### 2 目的外使用の禁止

借入申し込みをした施設、機械等以外のものに貸付金を使用した場合は償還期日にかかわらず貸付金の一括償還を命じます。借入申込後にやむをえない事情で変更が必要な場合は直ちに申請先へ相談してください。

また、償還期限以前に制度資金で導入した施設、機械等を処分した場合も同様に一括償還となります。

### 3 事業完了報告

事業完了後に所定の報告が必要となりますので、代金の支払いは口座を利用し、領収書も保管してください。

### 4 延滞金

制度資金は無利息又は低利な資金ですが、返済が遅れた場合には延滞金を請求することになります。また、以後の制度資金利用ができなくなる場合がありますので、償還期日は厳守してください。

### 5 保険・共済制度等の活用

借入金の償還期間中の事故や災害等に備えて、漁船保険や漁業共済に加入してください。

## 関係機関一覧

沖縄県農林水産部水産課	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 TEL : 098-866-2300 FAX : 098-866-2679
宮古農林水産振興センター 農 林 水 産 整 備 課	〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 TEL : 0980-72-2365 FAX : 0980-73-2314
八重山農林水産振興センター 農 林 水 産 整 備 課	〒907-0002 石垣市字前里438-1 TEL : 0980-82-2342 FAX : 0980-83-3542
水産海洋技術センター	〒901-0354 糸満市喜屋武1528 TEL : 098-852-4530 FAX : 098-852-4533
水産海洋技術センター ( 本 部 駐 在 )	〒905-0212 本部町字大浜853-1 TEL : 0980-47-5205 FAX : 0980-47-5412
沖縄県信用漁業協同組合連合会	〒900-0016 那覇市前島3-25-39 TEL : 098-860-2611 FAX : 098-860-2613
沖縄振興開発金融公庫 ( 農 林 漁 業 融 資 班 )	〒900-8520 那覇市おもろまち1-2-26 TEL : 098-941-1840 FAX : 098-941-1915